

保育士修学資金 貸付決定後（在学中）の手続きについて

1 貸付決定後の手続き

(1) 借入れにかかる必要書類の提出

貸付決定を受けた借受人は、養成施設が定める期日までに、以下の①から④の書類を養成施設あて提出してください。

① 借用証書 (所定のもの)	<ul style="list-style-type: none">収入印紙を貼付し、借受人の実印で割印を押して提出してください。 (参考) 借用証書に貼付する収入印紙の額 <table border="1"><thead><tr><th>借用金額</th><th>印紙税額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1万円以上10万円以下</td><td>200円</td></tr><tr><td>10万円を超え50万円以下</td><td>400円</td></tr><tr><td>50万円を超え100万円以下</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>100万円を超え500万円以下</td><td>2,000円</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">借用書右上の日付欄は<u>記入しない</u>でください(提出後、県社協で初回送金日を記載します)。借受人、連帯保証人及び未成年者の場合は法定代理人(親権者または後見人)、それぞれ本人が署名の上、押印してください。未成年者の法定代理人が親権者である場合は、親権者全員(父母が親権者の場合は両者)の署名、押印が必要です。実印で押印してください(上記②の印鑑登録証明書による印鑑であること)。万一、誤記入された場合は、修正液・テープ等は使用せず、訂正箇所^{二重線}を引き、その上に実印押印により訂正してください。訂正印は、他に押印した印影に重ならないよう押してください。なお、金額の訂正はできません。	借用金額	印紙税額	1万円以上10万円以下	200円	10万円を超え50万円以下	400円	50万円を超え100万円以下	1,000円	100万円を超え500万円以下	2,000円
借用金額	印紙税額										
1万円以上10万円以下	200円										
10万円を超え50万円以下	400円										
50万円を超え100万円以下	1,000円										
100万円を超え500万円以下	2,000円										
② 印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none">借受人のもの1通。連帯保証人のもの1通。連帯保証人ではない親権者等の印鑑登録証明書の提出は不要です。										
③ 振込口座届出書	<ul style="list-style-type: none">振込口座には、ネット銀行の口座を使用することはできません。万一、誤記入された場合は、修正液・テープ等は使用せず、訂正箇所^{二重線}を引き、その上に実印押印により訂正してください。訂正印は、他に押印した印影に重ならないよう押してください。なお、金額の訂正はできません。										
④ ③の通帳の写し	<ul style="list-style-type: none">金融機関名、通帳名義、口座番号が確認できる面をコピーしてください。										

(3) 送金

①初回

上記(1)による借用証書等が提出され、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が受理した後、指定口座に送金します。

②2回目以降

借受人の在学状況等(出席状況や学業成績等)について、養成施設から県社協に報告をいただいた上で、送金します。

2 異動の届出

次のいずれかに該当することになった場合は、所定の様式（5ページ「貸付決定後、在学中の諸手続一覧」を参照）にその事実を証明する書類を添えて、速やかにその旨を県社協に届け出なければなりません。様式は、県社協ホームページからダウンロードしていただくか、県社協に請求していただければ個別に送付します。

- ア 氏名又は住所を変更したとき。
- イ 退学したとき。
- ウ 死亡、または修学に耐えられない程度の心身の故障が生じたとき。
- エ 休学し、もしくは停学の処分を受け、または復学したとき。
- オ 留年したとき。
- カ 連帯保証人の氏名または住所に変更があったとき。
- キ 連帯保証人が死亡したとき、または自己破産等その適性を失ったとき。
- ク 卒業したとき。
- ケ 卒業した日から1年以内に、返還免除対象業務※1に従事したとき、またはしなかったとき。
- コ 卒業した日から1年以内に、保育士の登録を受けたとき、または受けなかったとき。
- サ 卒業した日から1年以内に、県内において返還免除対象業務に従事した後、5年間（過疎地域※2での勤務または中高年離職者※3の場合は3年間）引き続き当該業務に従事したとき、またはしなかったとき。
- シ その他、他種の養成施設への進学、災害、疾病その他やむを得ない理由により勤務することができない期間が開始し、またはその期間が終了したとき。

※1 県社協が定める「保育士修学資金貸付等事業実施要綱」（以下「要綱」という。）第3条第1項第2号（別紙2－（1））に規定する業務（以下「返還免除対象業務」という。）

※2 県内では、田辺市、新宮市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、有田川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町（旧日置川町の区域）、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町が該当（以下「過疎地域」という。）

※3 養成施設入学時に45歳以上で、離職して2年以内の方（以下「中高年離職者」という。）

3 貸付契約の解除及び貸付けの休止

(1) 次のいずれかに該当することになった場合は、貸付契約を解除します。

- ア 養成施設を退学したとき。
- イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められたとき。
- ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- エ 死亡したとき
- オ 借受人が、貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- カ 虚偽その他不正の方法により貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- キ その他、貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(2) 養成施設を休学し、または停学の処分を受けたときは、その期間の貸付けは休止されます。

4 返 還

(1) 返還事由

次のいずれかに該当する場合、その該当理由が生じた月の翌月から、貸付金を返還しなければなりません。

ア 貸付契約が解除されたとき。

イ 養成施設を卒業した日から1年以内に、保育士として登録しなかったとき。

ウ 養成施設を卒業した日から1年以内に、県内で保育士として返還免除対象業務に従事しなかったとき。

エ 養成施設を卒業した日から1年以内に、県内で保育士として返還免除対象業務に従事したが、その従事した期間が引き続き5年間（過疎地域での勤務または中高年離職者の場合は3年間）に満たなかったとき。

オ 県内で保育士として返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

カ 業務外の理由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

※ 保育士資格取得者が返還免除対象業務に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用された方については、借受人の申請に基づき、今後返還免除対象業務に従事する意思があると県社協が認めた場合は、イからエの「1年以内」を「2年以内」に読み替えることができます。

(2) 返還期間

貸付期間の2.5倍に相当する期間以内

※ 入学準備金及び就職準備金を借りの場合は20か月、いずれか一方の場合は10か月上限に期間を延長できます。

(3) 返還方法

月賦または半年賦の均等払方式（一括払いも可）によります。

ただし、繰上げ償還することを妨げません。

(4) 延滞利子

返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年5%の延滞利子を徴収します。

5 返還猶予

次のいずれかに該当する場合、申請により貸付金の返還が猶予されます。

ア 養成施設を卒業後1年以内に、県内※で保育士として返還免除対象業務に従事しているとき。

※ 借受人本人の意思によらず、人事異動等により県外の事業所に配属された場合は、そこでの返還免除対象業務も含む。

イ 貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき。

ウ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められるとき。

エ 返還免除対象業務以外の職種に採用されたとき（卒業後2年以内まで）。

6 返還免除

次のすべてを満たす場合、所定の様式（5ページ「貸付決定後、在学中の諸手続一覧」を参照）により申請することで、貸付金の返還が免除されます。

養成施設を卒業した日から1年以内※1に、

①保育士の登録を行い、

②県内で返還免除対象業務※2に従事し、

③5年間※3（過疎地域で従事※4または中高年離職者の場合※5は3年間）引き続き、当該業務に従事した場合

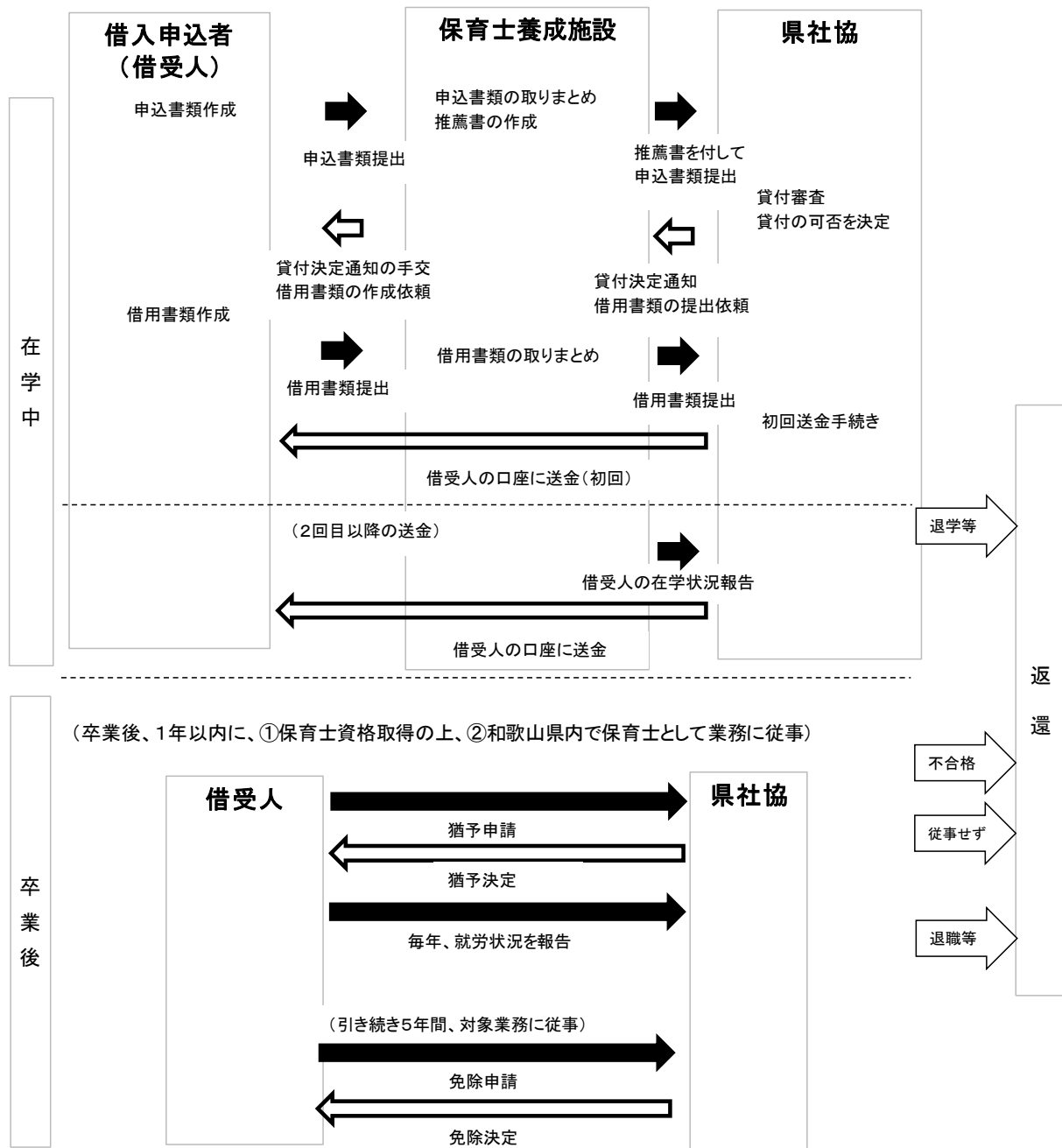
- ※1 保育士資格取得者が返還免除対象業務に従事することができなかつた場合であつて、養成施設卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用された方については、借受人の申請に基づき、今後返還免除対象業務に従事する意思があると県社協が認めた場合は、「卒業した日から2年以内」に読み替えることができる。
- ※2 要綱第3条第1項第2号（別紙2－（1））に規定する業務。
- ※3 「5年間」は、在職期間が通算1,825日であり、かつ業務従事期間が900日以上とする。
「3年間」は、在職期間が通算1,095日であり、かつ業務従事期間が540日以上とする。
- ※4 県内では、田辺市、新宮市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、有田川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町（旧日置川町の区域）、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町が該当。
- ※5 養成施設入学時に45歳以上で、離職して2年以内の方。

<貸付決定後、在学中の諸手続一覧>

	借受人の状況（事由）	制度上の対応	提出書類	添付書類
在学中	貸付が決定した	貸付	借用証書（収入印紙貼付） 振込口座届出書	印鑑証明書 通帳コピー
	休学した	貸付停止	停学・復学・退学等届	休学証明書
	停学処分を受けた	貸付停止	停学・復学・退学等届	停学証明書
	休学または停学処分から復学した	貸付再開	停学・復学・退学等届	復学証明書
	正規の修学期間中に留年となった	貸付停止	停学・復学・退学等届	在学証明書
	正規の修学期間を超えて留年（卒業延期）となった	貸付終了・猶予	停学・復学・退学等届 返還猶予申請書	在学証明書
	貸付を辞退した	猶予	辞退届 (猶予) 猶予申請書 (返還) 返還計画書	在学証明書
	貸付契約を解除された	猶予・返還	※契約解除の状況に応じて	
	振込口座を変更したい	届出	振込口座届出書	
	修学生及び連帯保証人の住所・氏名等を変更した	届出	住所・氏名等変更届	住民票
	連帯保証人の変更の必要がある	申請	連帯保証人変更申請書	住民票 所得証明書
	死亡した	全部または一部免除	返還免除申請書	死亡届 死亡診断書
	卒業した	届出	養成施設等卒業届	養成施設の長の証明
	県内で保育士として返還免除対象業務に従事した			
卒業後1年以内に返還免除対象業務に従事	猶予	返還猶予申請書 業務従事届		
卒業後1年以内に保育士として登録	届出	保育士登録届	保育士登録証	
すぐには返還免除対象業務に従事できないが、従事する意思がある				
卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用されたが、卒業後2年以内に返還免除対象業務への従事を希望	申請	再就職承認申請書		
卒業後1年以内に返還免除対象業務に従事する意思があり就職活動中	猶予	返還猶予申請書		
卒業後1年以内に保育士として登録しなかった	返還	返還計画書		
卒業後1年以内に返還免除対象業務に従事しなかった、または従事する意思がない	返還	返還計画書		
退学	自主退学（退学処分）による	返還	停学・復学・退学等届 返還計画書 辞退届（辞退があるときのみ）	退学証明書
	心身の著しい故障による	全部または一部免除	停学・復学・退学等届 返還免除申請書	退学証明書 医師の診断書

※ 在学中の諸手続は、養成施設の担当者の方と相談のうえ行ってください。

< 申込みから返還免除までの流れ >



【 問い合わせ先 】

社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会

総務・資金部 生活資金班 TEL 073-435-5223